

区役所

☎441-0111代 FAX432-0566

〒602-8511 上·今出川通室町西入

保 健

献血にご協力ください

日時 9月12日(日)10:00~12:15、13:30~16:00

場所 JR二条駅西□BiVi二条前

圓=健康長寿推進課(地域支援担当)(☎441-2871)

「成人・妊婦歯科相談(□腔機能相談)

日時 9月1日(水)9:00~10:30

*次回は10月6日(水)

場所(受付) 下記窓□

対象 市内在住の18歳以上の方 内容 歯科医師と歯科衛生士による歯科健診、歯

科相談 (無料、申込み不要)

圖=健康長寿推進課(健康長寿推進担当)

(☎441-2872、2階②番窓□)

保険年金

国民健康保険からのお知らせ

入院や高額な外来受診により高額な自己負担が見込まれる方は、申請により「限度額適用認定証」等を交付しますので、保険証と併せて医療機関にご提示ください。

- ① 毎月一つの医療機関における支払額が自己負担限度額までとなります。
- ② 入院時の食事代が減額されます(市民税非課税世帯の方に限ります。)。
- ※70歳未満の方で保険料を滞納している場合、① が受けられない場合があります。

また、70歳以上の方は、所得状況によって申請が不要な場合があります。詳しくは下記まで。

圖=保険年金課(保険給付·年金担当)(☎441-5138)

年金生活者支援給付金についてのお知らせ

所得が一定以下の年金受給者に対して、「年金生活者支援給付金」(以下、「給付金」という。)が支給されます。

新たに給付金の対象となる方には、9月以降にはがき形式の請求書が送付されますので、必要事項を記入のうえ日本年金機構あてに郵送してください。請求が遅れると給付金を受給できない月が生じるおそれがありますのでご注意ください。

問=日本年金機構 年金生活者支援給付金専用 ダイヤル(☎0570-05-4092)

福祉

現況届等の提出をお忘れなく

下記手当を受給中の方は、指定期間中に届出をしてください。正当な理由なく届出がない場合、8月分以降(児童扶養手当については11月分以降)の支給が受けられなくなります。

児童扶養手当

必要な届出 現況届 **提出期限** 8月31日(火) **提出先・**働=子どもはぐくみ室(子育て推進担当) (☎441-5119、3階②番窓□)

特別児童扶養手当

必要な届出 所得状況届 **提出期限** 9月13日(月) **提出先・**®=障害保健福祉課(☎441-5121、3 階③ 番窓□)

特別障害者手当·障害児福祉手当·経過的福祉手 当·外国籍市民重度障害者特別給付金

必要な届出 現況届 **提出期限** 9月13日(月) **提出先・**億=障害保健福祉課(☎441-5121、3 階③ 番窓□)

市の福祉医療制度のお知らせ

市内在住で医療保険加入者を対象に医療費等の自己負担を軽減する制度を実施しています。 制度の適用を受けるには申請が必要です。

ひとり親家庭等医療

対象 次のいずれかに該当する方

- (1) 生計を一にする父又は母のない18歳到達後最初の3月31日までにある児童
- (2)(1)の児童と生計を一にする母又は父
- (3) 両親のいない児童と、その児童を扶養する20 歳未満の方など

※所得制限があります。

申請・個=子どもはぐくみ室(子育て推進担当) (☎441-5119、3階3)番窓□)

①重度心身障害者医療②重度障害老人健康管理費

対象 次のいずれかに該当する方

- (1) 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- (2) 知能指数 (IQ) が35以下の方
- (3) 身体障害者手帳3級を持ち知能指数(IQ)が50 以下の方

※所得制限があります。

申請•億=①障害保健福祉課(☎441-5121、3 階③ 番窓□)

②保険年金課(保険給付·年金担当) (☎441-5138、1階⑦番窓□)

老人医療

対象 65歳以上70歳未満で、次のいずれの方にも 前年の所得税が課されていない方

- (1) 本人
- (2) 配偶者
- (3) 同一住所にお住まいの方及び別住所にお住ま いの方(扶養関係がある方)のうち主たる生計 維持者

申請・個=健康長寿推進課(高齢介護保険担当) (☎441-5106、2階⑤番窓□)

子ども医療

対象 0歳から中学校3年生までの方 ※15歳到達後、最初の3月31日までにある方 申請・個=市子ども家庭支援課分室(中京区烏丸 通御池下る虎屋町566-1 井門明治安 田生命ビル3階、☎251-1123)

※申請には健康保険証をお持ちください。制度により、身体障害者手帳、戸籍謄本、印かん等が必要となります。入院時の食事代及び居住費等は支給の対象となりません。

※老人医療及び子ども医療は一部負担金の支 払いが必要です。

相談

弁護士による京都市民法律相談

日時 毎週水曜日13:15~15:15

登員 6名(要申込み。相談希望週の月曜日*から電話又は窓口にて受付)

*閉庁日を除く。

❸=地域力推進室(まちづくり推進担当)(☎441-5040)

行政書士による無料相談

日時 毎月第3木曜日14:00~16:00(9月16日) ⑱=府行政書士会第4支部事務局(☎741-3567)

司法書士による登記・法律無料相談

日時 9月2日(木)13:30~16:30

定員 12名(先着順)

=京都司法書士会事務局(☎241-2666)

| 暮らしの行政困りごと相談

日時 9月14日(火)13:30~15:00

間=京都行政監視行政相談センター(☎802-1100)

空き家相談員による不動産相談

日時 9月7日(火)①13:30、②14:20、③15:10 (要申込み、先着順、1組40分間)

定員 3組(1組2名まで)

申込み

8月17日(火)から9月3日(金)までに、いつでもコール(下記参照)に①氏名、②電話番号、③日時・会場、④相談物件住所・相談概要をお伝えください。

※上記の相談は、いずれも無料で、場所は地域力推進室(まちづくり推進担当)(1階①番窓口)



☎802-3133 FAX812-5816

〒604-8401 中·丸太町通七本松西入

9月の展示と貸出

9月のテーマ:「おつきさま」「空をながめ ※**//**) て」「おススメ京都」

日時 9月1日(水)~30日(木) 平日9:30~20:30(当面の間~19時) 土日祝9:30~17:00



施設を貸出しています

青少年活動センターは31歳以上の方にも施設 の貸出をしています。

日時 随時予約受付(先着順)

場所 北青少年活動センター

内容 ダンスや合唱、ヨガ、料理等にご利用いただけます。31歳以上の方は1か月先まで予約可です。



スマホ安全教室

ワンクリック詐欺や不審メールなどの被害に遭わないために。スマートフォンをお使いの方、使ってみたいとお考えの方、是非、ご参加ください。 日時 9月2日(木)14:00~15:00

申込み 8月20日(金)から電話・来所で受付 定員 20名(先着順)



市政情報総合案内コールセンター 京都いつでもコール 受付時間 8:00~21:00(年中無休)

電話 661-3755 FAX 661-5855 ご注意ください。 Eメール ホームページから 京都いつでもコール 〇、検索

上京区の統計

総人口 83,499人 (前年比/702減) 世帯数 48,038世帯 (前年比/107減)

(前年比/702減) | **出生**37人 **転入**455人 **男**38,287人 **女**45,212人 **死亡**75人 **転出**448人 ※京都市推計人口7月1日現在 異動は6月中

区総合庁舎の来庁者用駐車場(7台のみ)は、車いす使用者等のご利用を除き、終日有料コインパーキングとなっています。ご不便をお掛けしますが、ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。